

軽自動車等の名義変更・抹消の手続きは確実に！！

軽自動車税は毎年4月1日現在で軽自動車等を所有している方に課税されます。

軽自動車等を廃車したり、他人に譲渡したり、住所や氏名を変更した場合には、下記のところへ申告してください。手続きをされませんと、いつまでも軽自動車税が課税されますのでご注意ください。(使用していないものについても同様)

また、トラクター、コンバインなどの農耕車も「小型特殊自動車」として、道路を走行する、しないに関わらず軽自動車税の課税対象になります。未申告の方は町民税務課税務係または各事務所で申告してください。



手続きの方法や必要書類については各申告先へお尋ねください。

車種	申告先
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(農耕車、フォークリフトなど)	町民税務課・今庄事務所・河野事務所 Tel 0778-47-8014 (直通)
二輪の軽自動車(125cc超～250cc以下) 二輪の小型自動車(250cc超)	福井運輸支局 Tel 050-5540-2057 (登録ヘルプデスク)
軽自動車(三輪・四輪・被けん引車)	軽自動車検査協会 福井事務所 Tel 050-3816-1774

※被けん引車：ポートトレーラーなど軽自動車の大きさのもの

軽自動車税は4月2日以降に廃車や譲渡手続きをされても、その年度分の税金は納めていただくこととなります。

■問合せ 町民税務課 税務係 Tel 0778-47-8014

水道メーターは見やすいですか？

水道料金を算定するために、2ヶ月に1度、水道検針員が水道メーターの検針を行います。

お願い

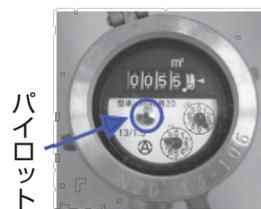
- メーターボックスの上に植木鉢など物を置かないでください。
- メーターボックスの中に泥が入らないよういつもきれいにしてください。
- 愛犬はメーターボックスから離れた場所につないでください。
- 家の増改築などで水道メーターが床下や屋内にならないよう気をつけてください。また、見えにくい場所にある場合は、検針しやすい場所に移してください(有料)。

水道メーターで漏水が見つかります！

水道料金がいつもと比べて異常に高いと思ったら、水道の給水栓(蛇口)を全部閉め、水道メーターの銀色の円形の印(パイロット)を見てください。水を使っていないのに、この印が回っているときは、漏水しています。

早急に、町が指定した給水装置工事業者(指定工事店)へご連絡ください。

■問合せ 建設整備課 ☎ 0778-47-8003



パイロット

JR南条駅及び今庄駅の窓口営業終了について

いつもJR西日本をご利用いただきありがとうございます。

南条駅及び今庄駅では2022年3月31日(木)午前10時をもちまして、窓口の営業を終了させていただきます。

特急券などお買い求めいただけなくなるきっぷにつきましては、便利でおトクなインターネット列車予約サービス「e5489」をご利用いただくか、窓口業務を行っている敦賀駅及び武生駅などでお買い求めください。

■問合せ JR西日本お客様センター Tel 0570-00-2486 (受付時間 6:00～23:00) ※有料